



医療安全管理者になって

医療安全管理者 森 真由美

医療安全管理者という役割があることをご存知でしょうか。

医療安全管理者は、患者さんに安全な医療サービスを提供するために、病院内の安全管理を担っています。その具体的な業務内容は、各部署から提出される、日々の仕事に起きたヒヤリとした、ハッとした出来事に関する報告書の把握や情報収集、分析により、次に同じ様な出来事を起さないための対策の検討とその対策が実践できるよう、現場の環境を整えたり、時には、現場のスタッフと一緒に対策を検討することなどです。

また、収集したデータから、事故防止のための新人教育や、職員の研修の企画、運営なども行っています。4月に就任し報告書の処理をしながら最近強く感じていることは、医療安全には、患者さんの協力が不可欠だということです。例えば患者確認においては、患者さん自ら名乗っていただく必要があります。長年労災病院に通院されていて職員と顔なじみであっても、診察時、採血、点滴、注射の前には必ずお名前をフルネームで名乗っていただく必要があります。患者と医療者が一緒に確認し合って誤認防止をすることが、一番効果的な確認方法だと思います。そして、自分の受けている治療内容に関心を持っていただくことも大切だと思います。

当院の医療安全が、患者さんと医療従

事者とで、お互い協力しより良い関係で作り上げていくことができるよう、努力していきたいと思います。

厚生労働省では、医療事故の防止対策に取り組むとともに、国民の理解や認識を深めることを目的として、毎年11月25日を含む1週間を「医療安全推進週間」と定め、医療機関や医療関係団体と一緒に、医療安全に関する取り組みを推進しています。

平成22年度の医療安全推進週間は、11月21日～27日で「分かるまで、聞こう、話そう、伝えよう」が、メインテーマとして掲げられ、当院でも、患者さんに参加してもらい、共に医療安全を考えてもらうための取り組みを行いました。

患者さんの協力が、医療の安全には不可欠です。例えば患者確認においては、何年労災病院に通院していても、何ヶ月入院していても、診察時、採血、点滴注射の前には必ずお名前をフルネームで名乗っていただきます。たとえ顔見知りの患者さんでも同じです。少々面倒かも知れませんが、患者確認は、医療安全の基本ですのでご協力をお願いいたします。

ご自身に行われる治療、行われている治療に興味をもち、自分の治療内容を知ることが、大切です。医療安全推進週間が、医療安全について、考えるきっかけになれば良いと思います。

編集後記

猛暑だった夏が過ぎ一気に冬本番となりました。

正面玄関にはクリスマスツリーも飾られいよいよ今年もあと一月です。また、インフルエンザが流行し始める時期でもあります。手洗い、うがいをマスターし、年末のイベントを目一杯楽しむよう日々心がけましょう。

(H.F)

